

カジノ法草案 概略と今後の論議

エンタテインメントビジネス総合研究所

主任研究員 木曾 崇

法の目的

- 国際競争力のある滞在型国内観光の振興により内外の観光客数を増大し、地域経済の振興を図る
- その収益をもって地域経済の振興と少子高齢化に直面した国の財政に資すること

要論議:

想定されうる税収額を前提にして考えた場合、少子高齢化対策(年金基金への繰り入れ)という収益の用途は適切か?

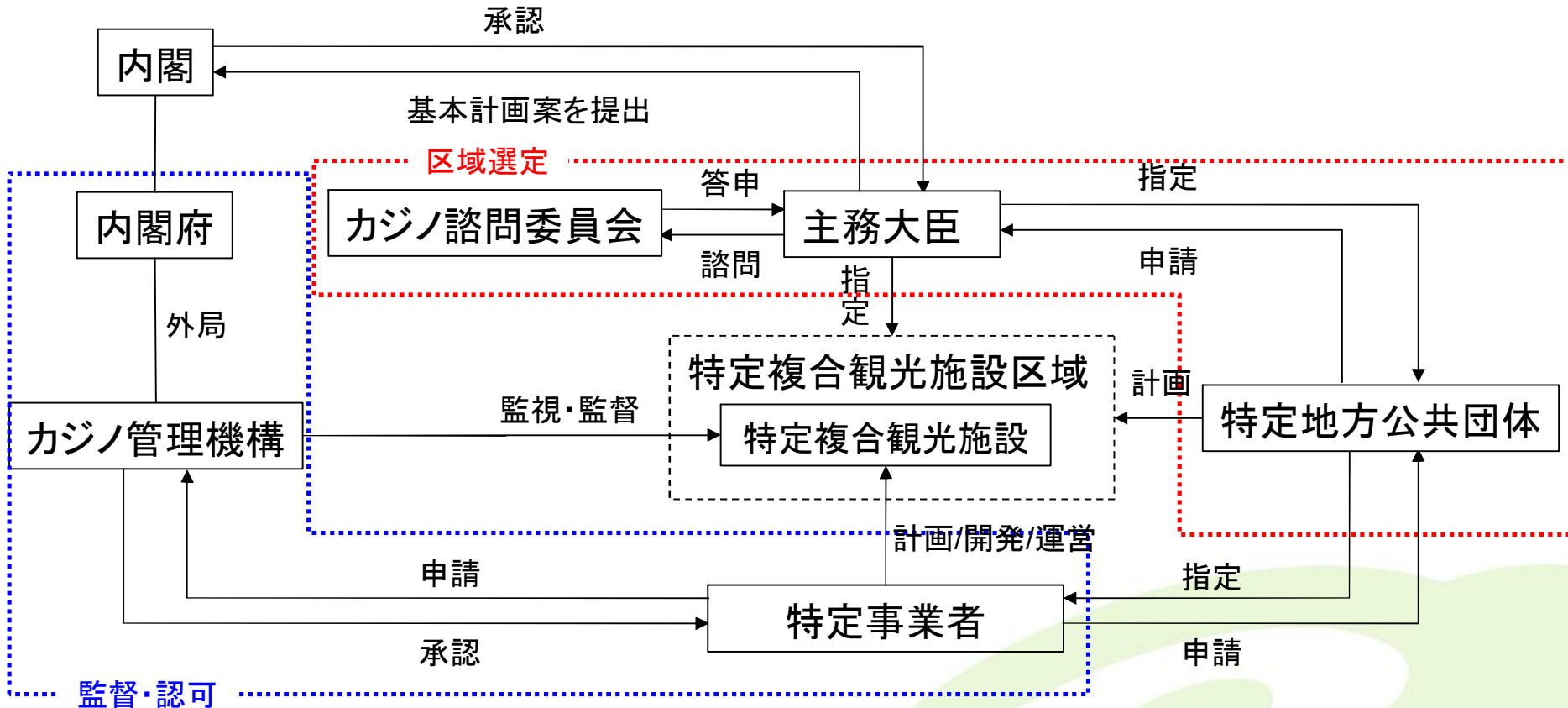
特定複合観光施設

- シンガポールにおけるIRに類似した概念
 - 会議施設、宿泊施設、飲食施設、物販施設や多様な交遊施設あるいは公益的施設等を含み、その中核にカジノを行なう施設を据えた複合的な機能を有する余暇、遊興施設
 - 既存の地域における観光資源と新たに設置される施設の融合が同等の効果をもたらすものであっても特定複合観光施設とみなす

要論議：

国際観光振興、MICE振興を非常に重視した制度の作りとなっているが、それ以外の特定複合観光施設のあり方は認められ得ないのか？ 現在の制度設計で、全国に諸々存在するカジノ導入に対する様々なニーズやアイデアに対応しきれぬのか？

全体スキーム



要論議:

一般的に、今回のカジノ法草案は「複数省庁による共管」といわれるが、スキーム図を良く見てみると特定複合観光施設区域の選定を行なった後には主務大臣が負う役割は殆どない。わざわざこのような複雑なスキームを組むことに意味があるのか?

カジノ管理機構

- 内閣府の外局
- 役割
 - 規則の制定
 - 健全運営のための施策
 - 運営の監視
 - 各種審査、許可
- 委員の選定
 - 委員長および委員によって組織
 - 任期は2年
 - 優れた識見と経験を有する民間有識者を両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

要論議：
強力な行政権限を付託された三条委員会を民間有識者によって組織させる。しかも、委員は内閣総理大臣に任命されるとはいえ、任期中の罷免は基本的にされないという強力な身分保障がかけられる。このような行政組織が適切に機能し得るのか？

カジノ諮問委員会

- 主務大臣の諮問機関
- 役割
 - 区域選定に関連する業務
 - カジノの施行がもたらす社会的、政策的、経済的効果の検証
- 委員の選定
 - 学識経験者
 - 主務大臣が任命

要論議：

1. 当該組織の委員の要件として定められた「学識経験者」と、前頁の管理機構委員の要件として定められた「民間有識者」の違いとその意図は？
2. 当該委員会は主務大臣が区域選定を行なった後に行なう業務は殆どない。この委員会を常設組織とする必要性はあるのか？

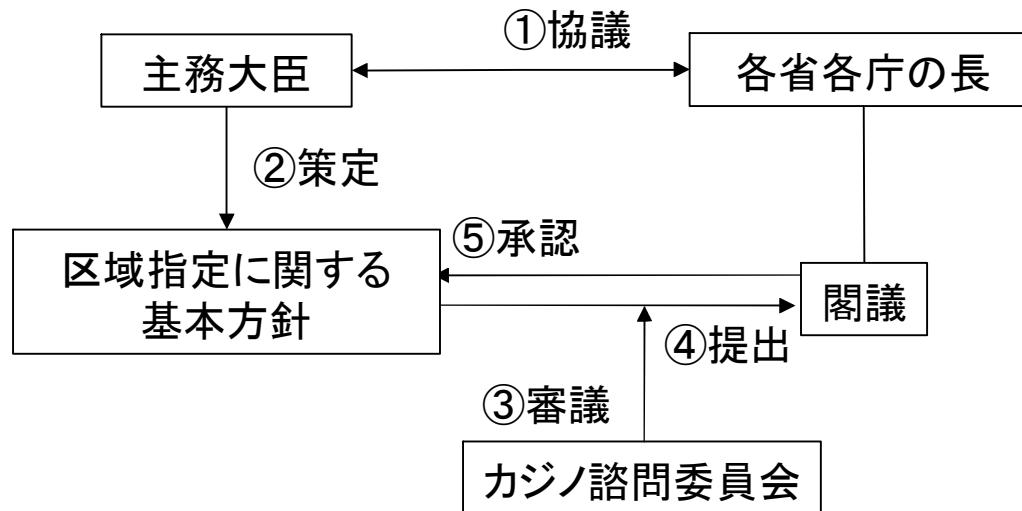
特定複合観光施設区域の数

- 最大十箇所と限定
- 当面の間、地理的な分散を考慮した上で、その施行を二ヶ所に限定
- 国際的、全国的視点から
 - 観光振興効果
 - 経済振興効果を発揮できる可能性の高い地域を優先
- 当面実施する二ヶ所における特定複合観光施設区域の着実な施行を検証し、評価した後に、特定複合観光施設区域の数を増やす場合がある。

要論議:

1. 最大十箇所とする数的根拠は?
2. 当面二ヶ所とする数的根拠は?
3. どういったタイミングで区域の追加を検討するのか?

区域指定に関する基本方針の策定



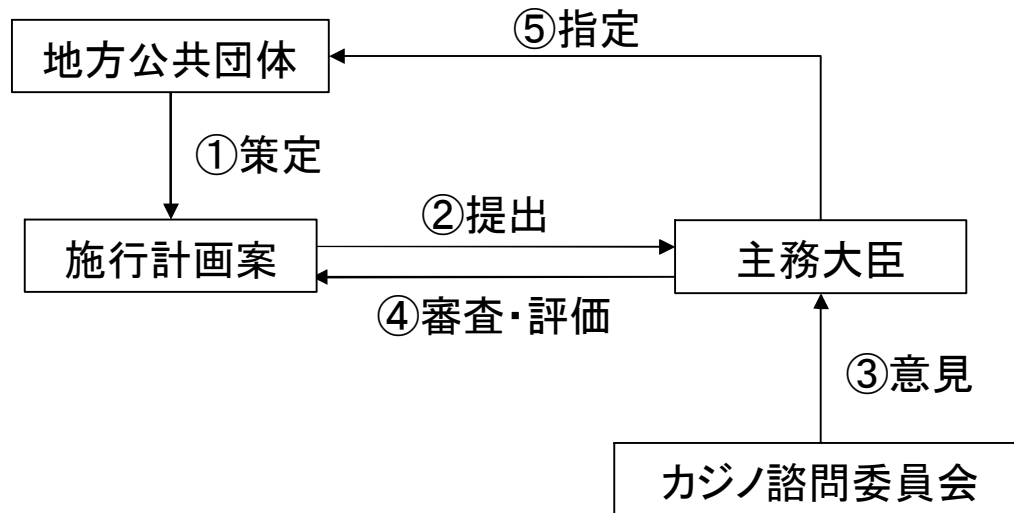
【策定プロセス】

- ①主務大臣が各省各庁の長と協議
- ②主務大臣が基本方針を策定
- ③基本方針を諮問委員会が審議
- ④主務大臣が基本方針を閣議提出
- ⑤閣議が基本方針を承認

要論議:

草案に基づけば、主務大臣によって策定された基本方針は「カジノ諮問委員会の議を経て、閣議に付す」とされ、この点において委員会は主務大臣の提出する基本方針に対する審議機関としての役割を負う。一方、次頁の区域指定に関しては「主務大臣は区域指定の前に予め委員会の意見を聴く」とされ、この点において委員会は助言機関としての役割を負う。この違いの意図する所は？

特定複合観光施設区域の指定



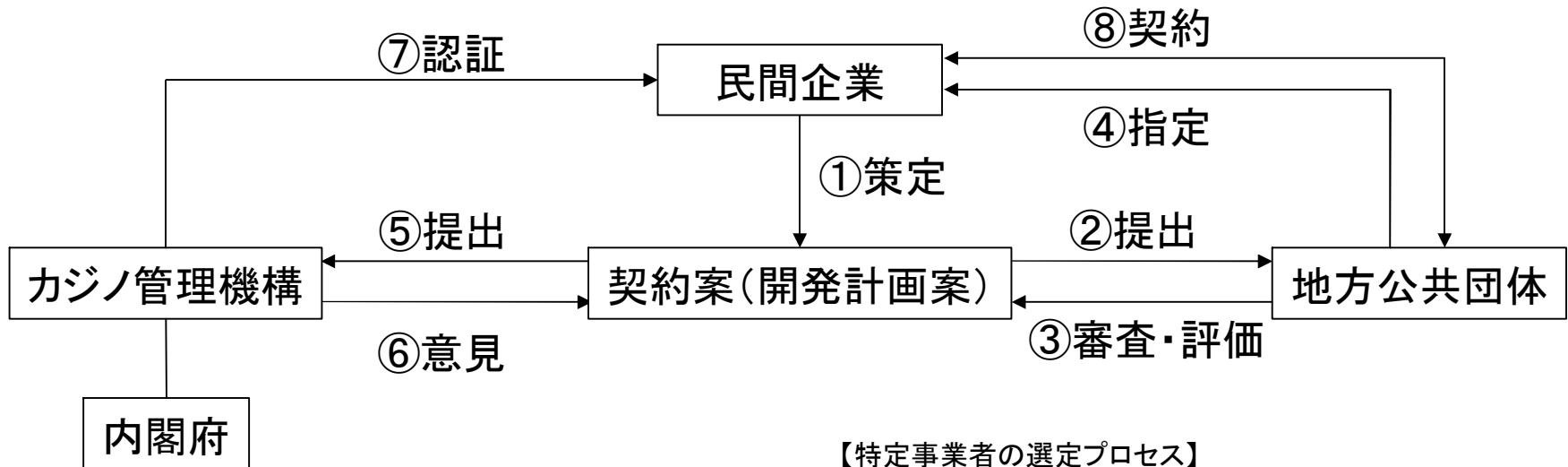
【選定プロセス】

- ①地方公共団体が計画案を策定
- ②主務大臣へ提出
- ③諮問委員会が予め主務大臣へ意見
- ④主務大臣が計画案を審査・評価
- ⑤主務大臣が区域を指定

要論議:

基本方針の策定と異なり、区域の指定プロセスに閣議の承認は必要とされて居ないようだが、ここに問題はないか？

特定事業者の選定



【特定事業者の選定プロセス】

- ①民間事業者が契約案(開発計画案)を策定
- ②入札を通じて契約案が地方公共団体に提出される
- ③地方公共団体が各契約案を審査・評価
- ④上記審査に基づき特定事業者を指定
- ⑤契約案がカジノ管理機構に提出される
- ⑥カジノ管理機構が契約内容に対して意見
- ⑦契約案に問題がなければ民間企業を特定事業者として認証
- ⑧地公体と民間企業の間で正式契約

要論議:

地方公共団体による特定事業者の選定プロセスにおいて区域選択を行なった主務大臣は全く関与しない形式となっているが、ここに問題ないか?

その他

- 条例による追加規制
 - カジノ管理機構が定める規制を追加できる
→これにより外国人専用カジノ等の設置を可能とする
- 納付金
 - 国:ゲーミング粗収益から法に定める比率を納付
→年金特別会計へ納付
 - 地方:地方公共団体と施行者が契約において比率を確定
→条例にて用途を定める
- 入場料
 - 地方公共団体が条例によって制定できる
 - その一定比率は環境改善施策に充当

要論議:

1. 外国人専用カジノの設置も可能なような制度設計が意識的に為されているが、「国際競争力のある滞在型国内観光の振興により内外の観光客数を増大し」という法の目的に対して「外国人専用」という制度のあり方に矛盾はないのか?
2. シンガポール政府も採用した入場料の設置という施策に関し、実は国際的にもその効果を疑問視する声が出始めている。入場料方式という施設のあり方は、もう一度その目的と効果を検証しなおす必要があるのではないのか?